

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	重度心身障がい者医療費助成に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊達市は重度心身障がい者医療費助成に関する事務において、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に大きく影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報を取り扱うすべての職員等が「個人情報保護」に関するあらゆる法令を遵守するとともに、特定個人情報の漏えい等のリスクを軽減させるために適切な対策を講じ、その対策を継続的に見直すことにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊達市長

公表日

令和8年8月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障がい者医療費助成に関する事務
②事務の概要	伊達市重度心身障がい者医療費の給付に関する条例に基づき、重度心身障がい者に対し医療費を助成する。 ①資格認定審査及び受給資格者証の発行 ②資格変更、更新 ③医療費の給付 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる
③システムの名称	・MICJET MISALIO子育て支援(重度障がい者医療費助成) ・Public Medical Hub (PMH) ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
重度心身障がい者医療費助成対象者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・伊達市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年伊達市条例第45号)(以下「伊達市条例」という。)第4条第1項から第3項 別表第1及び別表第2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	【重度心身障がい者医療費助成システム、PMHに関して】 伊達市役所健康福祉部社会福祉課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1274 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-575-1159
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない ☐ 十分に力を入れている ☐ 十分に力を入れている ☐ 十分に力を入れている ☐ 十分に力を入れている ☐ 十分に力を入れている ☐ 十分に力を入れている	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 十分である ☐ 十分である ☐ 十分である ☐ 十分である ☐ 十分である ☐ 十分である ☐ 十分である	
判断の根拠	当該課職員全員が「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関する庁内研修を受講するとともに、マイナンバーを取り扱う業務担当者は情報連携等に関する庁内研修を受講し、特定個人情報の適正な取扱い方法を学んだうえで業務を行っている。 また、特定個人情報の記載のあるものは、漏えい・滅失・毀損を防ぐため、鍵のかかるキャビネットで施錠保管しており、保存期限の過ぎたものは適正な時期に廃棄している。	